

平成31年度（2019年度） 小郡市保育料徴収金額表

【特定教育・保育（教育に限る。）等を受けた場合の利用者負担額】（1号認定）

（単位：円）

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0
第2階層	第1階層及び第4階層から第7階層までを除き、市町村民税非課税世帯のうち母子世帯等及び在宅障害児（者）のいる世帯	0
第3階層	民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000
第4階層	第1階層から第3階層までを除き、市町村民税の所得割	3,000
第5階層	課税額の区分が次の区分に	5,400
第6階層	該当する世帯	3,000
第7階層		10,100
第8階層		20,500
第9階層		24,000

- この表の「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税をいう。
- この表の「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、減免後の額とする
- 同一世帯に学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（以下「3年生までの子ども」という。）がいる場合における特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けている支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該支給認定子どもが同一世帯の3年生までの子ども及び小学校就学前子どものうち2番目に年齢が高い者である場合は、この表の半額とし、当該支給認定子どもが同一世帯の3年生までの子ども及び小学校就学前子どものうち2番目に年齢が高い者以

外の者である場合は0円とする。

- 4 利用者負担額を算定するに当たって、教育を実施する年度の4月から8月までの利用者負担額は、前年度に課税された子どもの保護者又は扶養義務者の市町村民税額により算定し、9月から翌年3月までの利用者負担額は当該年度に課税された子どもの保護者又は扶養義務者の市町村民税額により算定するものとする。
- 5 支給認定保護者又は扶養義務者の市町村民税が非課税であり、かつ、特定被監護者等が同一世帯に複数いる場合、支給認定こどもが特定被監護者等の中で第2子目以降にあたる時の利用者負担額は、0円とする。

【次に該当する世帯は、上記に関わらず、次の基準に基づき算定を行います。】

1. 平成30年度市町村民税所得割課税額が71,101円未満の世帯  
⇒特定被監護者等（※1）の中で、特定教育・保育等を受ける子が第2子目にあたる時は標記額の1/2の額、第3子目以降にあたる時は無料となります。
2. 要保護者世帯（※2）のうち、平成30年度市町村民税所得割額が71,101円未満の世帯  
⇒特定被監護者等の中で、特定教育・保育等を受ける子が第2子目以降にあたる時は無料となります。

(※1) 特定被監護者等・・・①保護者に監護される者（未成年）②保護者に監護されていた者（①が成年に達した者）③保護者またはその配偶者の直系卑属（①②以外）

※一部対象外となる場合がありますので市へお尋ねください。

(※2) 要保護者世帯・・・ひとり親世帯または、在宅障害児（者）がいる世帯